

契約監視会議（第二期）の活動実績について

1 はじめに

政府は、随意契約の適正化を一層推進するため、平成19年11月2日に開催された公共調達に関する関係省庁連絡会議において、「全ての府省において」「工事以外の、物品・役務等を対象とし、入札契約のみならず随意契約を対象とすることにより」「全ての契約の監視が行えるよう、全ての府省に第三者機関を設置する」ことを申し合わせました。

これを受けて、法務省では、平成19年11月以降、法務本省等契約監視会議、法務局契約監視会議、検察庁等契約監視会議及び矯正官署契約監視会議の4つの契約監視会議を設置し、契約の一層の適正化及び透明化を図ってまいりました。

各契約監視会議の審議の概要については、開催の都度、公表しておりますが、平成23年12月をもって第二期の委員の任期が満了するに当たり、第二期の活動実績を取りまとめましたので、公表します。

2 各契約監視会議の概要

名称	対象機関	委員	任期	設置根拠
法務本省等契約監視会議	法務本省 法務総合研究所 公安審査委員会 公安調査庁	野村 豊弘 学習院大学教授 前田 雅英 首都大学東京法科大学院教授 箕輪 幸人 フジテレビジョン報道局長 柿原理一郎 フジテレビジョン報道局役員待遇解説委員主幹	(平成22年1月1日～平成23年12月31日) (平成22年1月1日～平成23年12月31日) (平成22年1月1日～平成22年8月22日) (平成22年8月23日～平成23年12月31日)	法務省大臣官房会計課長決定
法務局契約監視会議	法務局 地方法務局	遠藤 忠宏 公認会計士 河上 正二 東京大学教授 安田 聖 一橋大学名誉教授	(平成22年1月1日～平成23年12月31日) (平成22年1月1日～平成23年12月31日) (平成22年1月1日～平成23年12月31日)	
検察庁等契約監視会議	最高検察庁 最高検察庁 地方検察庁 地方更生保護委員会 保護観察所 入国者収容所 地方入国管理局	椎橋 隆幸 中央大学法科大学院教授 瀬戸 洋一 首都大学東京産業技術大学院大学教授 宮園 久栄 東洋学園大学教授	(平成22年1月1日～平成23年12月31日) (平成22年1月1日～平成23年12月31日) (平成22年1月1日～平成23年12月31日)	
矯正官署契約監視会議	矯正管区 矯正研修所 刑務所 少年刑務所 拘置所 少年院 少年鑑別所 婦人補導院	八木澤壯一 東京電機大学名誉教授 関沢 紘一 米海軍在日統合法務局国際法首席顧問 青木 聖子 実践女子短期大学非常勤講師	(平成22年1月1日～平成23年12月31日) (平成22年1月1日～平成23年12月31日) (平成22年1月1日～平成23年12月31日)	

### 3 各契約監視会議の審議状況

区分	開催日	審議の対象となった契約の件数			
		一般競争契約	随意契約	計	重点検討契約
法務本省等	(第7回) 平成22年6月22日	277件	46件	323件	11件
	(第8回) 平成22年10月6日	228件	281件	509件	11件
	(第9回) 平成23年7月6日	247件	36件	283件	10件
	(第10回) 平成23年11月9日	218件	288件	506件	12件
	計	970件	651件	1,621件	44件
法務局	(第7回) 平成22年7月8日	496件	110件	606件	188件
	(第8回) 平成22年11月4日	682件	651件	1,333件	395件
	(第9回) 平成23年7月13日	449件	65件	514件	127件
	(第10回) 平成23年11月18日	640件	355件	995件	72件
	計	2,267件	1,181件	3,448件	782件
検察庁等	(第7回) 平成22年6月28日	370件	21件	391件	7件
	(第8回) 平成22年11月1日	602件	466件	1,068件	8件
	(第9回) 平成23年6月16日	283件	12件	295件	10件
	(第10回) 平成23年11月8日	634件	456件	1,090件	7件
	計	1,889件	955件	2,844件	32件
矯正官署	(第7回) 平成22年7月1日	1,329件	17件	1,346件	10件
	(第8回) 平成22年11月9日	1,636件	198件	1,834件	10件
	(第9回) 平成23年6月29日	901件	12件	913件	10件
	(第10回) 平成23年11月1日	1,569件	220件	1,789件	10件
	計	5,435件	447件	5,882件	40件
合 計		10,561件	3,234件	13,795件	898件

(注)「重点検討契約」とは、審議の対象となった契約の中から、会議当日中心的に検討を行うものとして、各委員があらかじめ選定した契約をいう。

### 4 各契約監視会議の意見とその対応状況

別表「契約監視会議の意見とその対応状況」のとおり

### 5 終わりに

各契約監視会議の上記の活動の結果、法務省全体としての随意契約及び一者応札（一般競争入札のうち応札者が一者しかいなかったものをいいます。別表においても同じ。）の件数は、次のとおりいずれも減少しており、着実にその成果が表れてきております。

区分	平成21年度	平成22年度
随意契約	2,024件	1,721件
一者応札	1,088件	888件

法務省といたしましては、今後とも、契約監視会議で提出された意見に適時・適切に対応し、より一層の契約の適正化及び透明化に努めてまいります。

No.	区 分	回数	意 見 等	対 応 状 況
1	法 務 局 契約監視会議	第7回	○「一括調達」は、コスト削減について一定の効果が期待できることが確認されたことから、各法務局においては、事務の平準化や中小企業対策等にも留意した上で、コスト面での比較検討を十分に行い、最適な調達形態を選択するなどにより、この取組を一層推進すること。	○文具類、コピー用紙、図書等の各官署が共通に購入する消耗品については、近隣官署と連携を密にして、①調達物品の仕様の統一、②最適な調達エリアの確定、③効率的かつ円滑な事務処理方法の確立に向けた調整を行い、中小企業者の受注機会の確保にも配慮しながら、一括調達に積極的に取り組んでいる。
2			○物品等の購入に当たっては、国民の目線に立ち、今一度、不要不急な予算執行が行われていないか再点検を行い、適時適切な予算執行に努めること。	○物品等の調達については、できるだけ早く義務的経費の所要額を把握し、執行時期についての対外的説明を念頭に置き、早期の予算執行に心掛けている。 机、椅子の更新の際には、不要不急の予算執行との疑念を持たれないように、使用状況を踏まえ計画的に更新している。 また、庁費及び職員旅費については、副大臣をリーダーとする予算監視・効率化チームにおいても、年度末に事務経費等の無駄な駆け込み執行や不要不急な出張等が行われないよう監視している。
3		○和紙公図の入力作業請負契約については、競争が激化している現状を踏まえ、業者の参入動向や作業の内容等を更に精査し、適切な予定価格を設定すること。	○予定価格の設定に当たっては、従前から直近の市場動向の反映など積算方法の更なる見直しを実施してきており、予定価格における1枚当たりの単価は平成23年度において約50%低減(対21年度比)し、落札価格においても約35%低減(対21年度比)している。今後も、引き続き、情報交換等を行い、市場動向等を踏まえ、適切に予定価格を積算する。	
4		○物品の調達に係る落札率の検証過程で、一つのメーカーの複数の代理店のみが応札している契約が他の同種契約に比し、高止まりの契約となっている事案が認められ、実質的な競争が行われていないことも懸念されることから、入札の実施に当たっては、健全な競争環境の確保に配慮すること。	○物品購入の入札においては、一つのメーカーのみの物品をもって入札が行われないよう、入札担当者が他のメーカーの物品が提供できる事業者へ声をかけ、複数のメーカーの物品による入札が行われる環境作りに配慮し、実質的な競争性を確保するよう努めている。	
5		第8回	○登記情報システム関係の消耗品など、法務局が横断的に調達する品目については、契約単価に係る情報等を法務局間で共有し、適切な予定価格の設定が可能となるよう、調達情報を提供するための環境整備に早急に取り組むこと。	○毎月報告される契約の公表において、契約単価を記載し、それを取りまとめた上で各法務局に情報提供を行うなどの方策をとっている。
6		○契約形態の変更を行った登記所備付地図(14条地図)作成作業請負契約については、コストメリットや競争性の確保について、継続して効果の検証を行うこと。	○今回の検証結果では、一定の成果が認められたものもあったが、契約の一括化と国庫債務負担行為の導入に直接起因するものかは明らかでないため、多角的な観点からの検証を行っている。	

No.	区 分	回数	意 見 等	対 応 状 況
7			○供託金警備搬送業務委託契約については、法務局間での予定価格の設定に温度差があることが認められるため、是正等の適切な指導をすること。	○各法務局の契約実績等を踏まえ、予定価格を検証し、今後の契約に適切に反映するとともに、応札者の増加に実効性のある措置を検討し、各法務局に通知する。
8		第9回	○公共調達の一層の適正化に資するためにも、引き続き、不落随意契約、一者応札の解消のための改善策を検討すること。	○不落随意契約、一者応札の解消のための改善策として、公告期間や履行期間をより長く確保し、複数者に対して入札参加を促している。 また、当課が地方官署に対して実施する会計監査において、「一者応札が解消された事例」、「未だ一者応札が解消されない事例」についてヒアリング等の調査を実施し、その結果を類型ごとに分析するなど一者応札の解消に向けた取組を実施している。
9			○複数者の入札参加を促し競争原理を機能させるための方策として、十分な公告期間や、履行期間を確保することは有効な方策であるため、契約案件に応じた十分な公告期間や履行期間の確保と併せて予定価格の積算を理論的に行い、入札手続の適正な執行を図ること。	○公告期間や履行期間を長く確保することは、複数者の入札参加を促し競争原理を機能させるための有効な方策であるので、今後とも引き続き実施する。また、市場価格を十分調査するなどして適正な予定価格の積算に努めるとともに、入札手続の適正な執行を図っている。
10		第10回	○東日本大震災からの復旧・復興に関し、復興関連事業に係る契約においても、他の契約と同様に、契約内容や調達手続の検証等を今後とも適正に実施すること。	○緊急随意契約を締結する際には、緊急性等の要件のみならず、適正な契約手続を踏まえることが必要であり、予定価格の決定や見積合わせの実施など、所定の手続きを経た上で契約を締結している。
11			○和紙公函の入力作業請負契約については、次年度以降も各法務局はその入札状況について、引き続き情報交換等を行い、市場動向等を踏まえ、適切に予定価格を設定すること。	NO. 3と同旨
12	検 察 庁 等 契約監視会議	第7回	○予定価格の積算に当たっては、単に業者から参考情報を収集するのみではなく、法務省内で実績情報を共有化して活用することにより、より実勢に合ったものとする。	○事業者の値引率については地域差もあることから、所管各庁における公表済みの「契約に係る情報」などを基に近隣官署の具体的な契約実績等を広く調査した上、適正な予定価格の積算を行うよう所管各庁に周知している。
13			○パソコン更新契約については、現状のままではコスト低減努力に限界があるので、システム構成を変えるなど抜本的な対策を立てることにより、更なる経費節減を図っていくよう努めること。	○システム構成については、常に技術情報等を収集し、業務に最適かつ低コストな構成となるよう検討を重ねているところである。また、調達に当たっては、可能な限り一括調達や不必要に高スペックな仕様としないなどの取組により、引き続き経費の節減に努めている。

No.	区 分	回数	意 見 等	対 応 状 況
14	矯正官署 契約監視会議	第8回	○研修等の委託契約においては、講師等に係る人的スキルをいかにして担保するかが課題と思われるので、今後は、業務(契約内容)の質を検証するため、契約後の業務実態について質の評価(履行確認)を行うこと。	○研修等の委託契約については、契約書、仕様書その他の関係書類に基づき、業務の実態等を確実に検証し、より適正な履行状況の確認に努めるよう該当庁を指導した。
15			○予定価格の設定については更に指導されることとし、今後も引き続き、適切な契約に努めること。	○所管各庁に対し事務連絡を発出し、予定価格の算定に疑義が生じた事案の概要について周知するとともに、適正な予定価格の作成に努めるよう指導した。
16		第9回	○予定価格の設定が高すぎた結果、低落札率となった案件が認められる。市場価格等の調査が不十分のまま、高すぎる予定価格を設定し、入札の結果高い落札率となった場合、必要以上の金額で契約することになりかねないので、市場価格、従前の入札価格等を十分に調査し、慎重に予定価格を積算すること。	○所管各庁に対し予定価格作成に係る事務連絡を改めて発出し、これに予定価格の積算例等を具体的に示した執務参考資料を添付し、適正な予定価格作成について改めて周知・指導した。
17		第10回	○一般的な物品等の供給契約だけでなく、車検、法定点検等の役務契約についても新たに一括調達を実施するなど、競争性の確保と経済性を考慮した取組が広がっている。 被収容者用食糧供給のように、矯正施設の特殊性等から応札する業者の確保が困難な契約もあるが、契約の公正性・競争性を確保するため、一者応札の解消等に努めること。	○一者応札の解消に向け、公告期間を可能な限り長く設定すること、限定的な仕様を設定しないこと、業者へのPRを積極的に行うことなどに取り組みよう指導している。 また、当課が地方官署に対して実施する会計監査において、「一者応札が解消された事例」、「未だ一者応札が解消されない事例」についてヒアリング等の調査を実施し、その結果を類型ごとに分析するなど一者応札の解消に向けた取組を実施している。